

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R3.4.8	R3.4.22	標準宅地番号04-390、04-404、04-142、04-147、04-405に係る令和3基準年度標準宅地の鑑定評価書及び価格算定補足資料並びに取引事例補足資料	50		1													（7条2号） 公にすることで、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため （7条3号） 公にすることで、当該法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため （7条4項） 偽造された場合に、当該不動産鑑定士及び不動産鑑定業者の財産などを脅かすおそれがあると認められるため （7条6号） 公にすることで、具体的な地点が特定され、所有者に不利益が生じるおそれがある。これによって、都民の税務行政に対する信頼を損ない事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	主税局港都 税事務所 固定資産評価課
2	R3.4.16	R3.4.23	標準宅地01-087に係る令和3基準年度標準宅地の鑑定評価書	4		1													（7条2号） 公にすることで、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため （7条3号） 公にすることで、当該法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため （7条4項） 偽造された場合に、当該不動産鑑定士及び不動産鑑定業者の財産などを脅かすおそれがあると認められるため （7条6号） 公にすることで、具体的な地点が特定され、所有者に不利益が生じるおそれがある。これによって、都民の税務行政に対する信頼を損ない事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	主税局中央 都税事務所 固定資産評価課

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。